

☆☆東京民医連☆☆ 薬害根絶の会 news ♪

2011年6月8日発行 No.23

6月25日薬害イレッサ学習会開催！！

日時：6月25日（土）
15：30～17：30
(14：30 開場・受付)
場所：東京民医連会議室
-大塚駅徒歩10分-
カピスビル2階
講師：阿部弁護士
宮地薬剤師
開場から時間の限り「スモン薬害」
-PMDA 開設の源となった薬害-
のビデオを上映します。

薬害イレッサ東西判決は何を問いかけているのか！

★添付文書の記載が薬の安全な使用において「要」となることを再確認しよう。

★添付文書が薬の安全性を担保する「存在」としてふさわしいものであるよう、現場からの働きかけを継続していこう。これが今回の学習会のテーマです。

☂適応外でも有効な使用がある場合、添付文書は「制約」を与えるものだなあ・海外では認められている治療であればドラッグに繋がる。私たちはその「制約」に舌うちしたことが幾多とありました。

✦1994年のリブゾノ事件は、添付文書の「制約」が「安全性を担保するためのもの」でもあるということを発信しましたが、その認識が薄れた結果が今回の薬害事件の流れの1つともいえます。

•イレッサはわずか半年で200名近い副作用死亡者を出した後、添付文書の改訂を重ねました。市販前臨床試験の死亡例や肺障害にも重きをおき、「警告」が追加されました。また、重大な副作用、慎重投与、重要な基本的事項の質も様相を変えました。中でも「投与開始は入院もしくはそれに準ずる管理の下で」の記載で「やっと安心できる」と思ったことを思い出します。

•仕事をしながら治療は困難になりました。短期間入院したって副作用の70%にならないかもしれませんが、しかし、本来治療するための医療行為が「死」の結果となることはなにより悲しみです。•それが抗がん剤であっても。現場からこの「安全性」を追求することの大事さを発信し、実践し、展開していくためにも是非学習会に参加していただき、思いを交流できればと考えています。



8月24日は薬害根絶デーです！

薬害イレッサを解決して薬害の連鎖を断ち切ろう！

薬事行政を監視する第三者機関を実現させよう！

厚労省前で、各職場で、患者様に、友人・知人に、薬害根絶を訴えましょう♪♪

厚労省前行動の詳細は次号に掲載します☆

どうぞお気軽にご
参加ください♪



☆署名のお願い☆

『抗がん剤副作用死亡と医薬品副作用による胎児死亡について 被害救済制度の創立を求める請願』にご協力ください！
このニュースを読んでもらうこと、その内容を身近な人に伝えてくれること、署名を集めること、が薬害根絶の大きな力になっています♪